主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人柘植欧外および同桜川玄陽の上告趣意は、単なる法令違反の主張であつて、 刑訴四〇五条の上告理由に当らない。(原判決の判示は正当であつて、本件につき 同四一一条一号を適用すべきものとは認められない。)

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三四年四月九日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	下 飯	坂	潤	夫
裁判官	高	木	常	七